



R2. 10月号

三和商工会だより

URL <http://wansakasanwa.jp>
e-mail sanwasyo@shinsyoren.or.jp

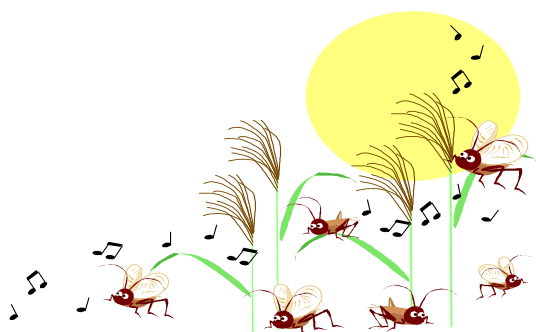
(R2.10.1 発行 No.130)

三和商工会
〒943-0316
上越市三和区井ノ口 329-1
Tel 025-532-2192
Fax 025-532-2454

新型コロナウイルス対策 支援策への申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の拡大による国、県、市等の主な支援策をお知らせしました。申請はお済みですか。改めて主な支援策をお知らせしますので、ご不明な点がございましたら、お気軽に商工会にご相談ください。

区分	支援策名称	概要	市担当
給付	持続化給付金	給付額：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比50%以上月の売上 × 12か月） 上限：中小企業 200万円 個人事業主 100万円 申請期限：令和3年1月15日 給付回数：一事業者につき1回	産業政策課
給付	事業者応援給付金	令和2年1月～12月のいずれかのひと月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業者に給付金を給付する。 対象者・給付額： 20%以上50%未満減少している事業者 10万円 50%以上減少し、かつ、持続化給付金を受給している事業者 20万円 申請期限：令和3年2月26日 給付回数：一事業者につき1回	産業政策課
給付	店舗等改装促進事業補助金(新型コロナウイルス対応型)	対象事業：感染予防を目的に店舗の衛生環境の整備、換気の向上及び密集や接触の回避に資する工事費 補助率：10/10 上限額：20万円 申請期限：12月28日	産業政策課
給付	信用保証協会保証料補助金	県セーフティネット資金等制度融資を利用する際の信用保証料を全額補給	産業政策課
給付	利子補給補助金	県セーフティネット資金等制度融資を利用する際の借入利子(1.0%、2年分の利子相当額)を一括補助 申請期限：融資実行日から30日以内	産業政策課
猶予	納税猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した場合、1年間、納税を猶予。担保不要で、延滞金は全額免除対象となる市税：令和3年2月1日までに納期限が到来するすべての市税申請期限：各納期限の日	収納課
軽減	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同時期と比べて減少している場合、以下に掲げるとおり軽減する。 ・30%以上50%未満減少している場合は、固定資産税を50% ・50%以上減少している場合は、固定資産税をゼロ 償却資産と事業用家屋を対象とする。 令和3年度の課税分に限定。	税務課



■労働保険料納入のお願い

該当事業所には別途ご案内いたしますが、本年度分の労働保険料第2期分を10月20日(火)に指定口座より引き落としさせていただきます。恐縮ですが、口座残高にご留意ください。

なお、現金納付の方も商工会窓口へ同じく10月20日(火)までに納入ください。よろしくお願ひします。

■中小企業退職金共済制度加入促進強化月間の実施

中小企業退職金共済制度の一層の加入促進を図るため、10月1日から31日までの期間を「加入促進強化月間」として、集中的な加入促進活動を展開しています。

毎年10月は加入促進強化月間です。

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

●パートタイマーさんもご加入いただけます。

●他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください



<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

■無料法律相談のご案内

商工会無料法律相談が次のとおり開催されます。当日の相談費用は無料です。また、秘密厳守で行われますので、ぜひご利用ください。

○日時 10月8日(木)

午前10時から正午まで

○会場 安塚商工会館

○相談員 森 直樹 弁護士

お申込みは事前に安塚商工会まで
(☎025-592-2265)
※予約は受付順になります。

■一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険に加入しなければなりません。

ご不明な点は、商工会にお気軽にお問い合わせください。

■必ずチェック最低賃金!

新潟県最低賃金は、従来の時間額830円から1円引き上げられ、本年10月1日から831円になります。

時間額 831円

■ご利用ください!商工会の無料専門家派遣事業!

商工会には、経営・財務・情報化・生産・技術・創業等で様々な課題を抱えている事業者の方へ、無料で専門家を直接事業所等に派遣し、専門的・実践的な指導と助言をいただくことにより、諸問題の解決を図る事を目的とした様々な制度があります。

こんなとき・・・

- ・経営計画を作りたい
- ・財務内容を改善したい
- ・就業規則を見直したい
- ・商品デザインを見直したい
- ・新分野進出、新技術の導入をしたい など

専門家の知識とノウハウが活用できます!

一融資金利情報一

■(株)日本政策金融公庫

- ・普通貸付 1.21%~2.20%
 - ・経営改善貸付 1.21%
 - ・コロナ特貸(マル普) 0.46% (3年間)
 - ・コロナマル経 0.31% (3年間)
- (R2.10.1現在)

※コロナ関連は一定の条件に該当した場合、無利子化

※お気軽にご相談ください。



■10月の予定

日	曜日	内容	会場
9	金	第4回理事会	商工会館
22	木	女性部花いっぱい運動	地区公民館前